

家畜衛生だより 令和元年5月

紀北家畜保健衛生所 tel 073-462-0500
紀南家畜保健衛生所 tel 0739-47-0974
紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所 tel 0735-58-1481

飼養衛生管理基準のチェックシートが より詳細なものになりました

●飼養衛生管理基準について

豚コレラ、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜伝染病の発生を予防するために、家畜の所有者は日頃から適切な飼養衛生管理を行うことが重要です。家畜伝染病予防法では、家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に関し最低限の基準（飼養衛生管理基準）を定め、その基準を守ることを義務づけています。

昨年9月、国内では26年ぶりに豚コレラが発生し、これまでに岐阜県及び愛知県内で計22例、関連農場を含め5府県において発生が確認されています（平成31年4月22日時点）。

各発生農場において疫学調査などを行った結果、飼養衛生管理基準が守られていない例が多く確認されました。これを受け、今回、飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表が改められ、基準の各項目をクリアするための具体的な方法等が詳細に示されました。

以下、具体的な変更点について、一部を記載します。

※チェックシート様式（抜粋）

○変更前（大まかな項目のみ示されていました。）

2. 衛生管理区域の設定	
① 衛生管理区域を設定している。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	<input type="checkbox"/>
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	
① 門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>



○変更後（項目毎に「どのような方法で実施しているのか」等について確認し、さらに家保からの指導・助言内容も記入するようになりました。）

2. 衛生管理区域の設定	
① 衛生管理区域を設定している。	
記入欄	<p>※畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。 畜舎、飼料タンク、飼料倉庫、堆肥舎等を設定： 設定している 設定していない（対策： ）</p> <p>衛生管理区域境界の対策 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 電気柵（破損：なし あり、漏電：なし あり、高さ：1段 cm 2段 cm 3段 cm） <input type="checkbox"/> ワイヤメッシュ（破損：なし あり、下の隙間：なし あり、高さ： cm） <input type="checkbox"/> 消石灰帯（設置：なし あり、幅 m） <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>指導・助言したことを記入： （ ）</p>
② 衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	
記入欄	<p>第三者が見て明確な境界線が設けられているか：設けられている 設けられていない（対策： ） 方法： 柵 ロープ 三角コーン 消石灰帯（幅 m） 垣根（プランター） その他（ ）</p> <p>立入禁止看板： あり なし</p> <p>指導・助言したことを記入： （ ）</p>
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	
① 門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	
記入欄	<p>方法： 門 ロープ 立入禁止看板の設置 その他（ ）</p> <p>指導・助言したことを記入： （ ）</p>
② 衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	
記入欄	<p>方法： 車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式噴霧器 消石灰帯（幅 m） その他（ ）</p> <p>消毒薬名：（ ） 消毒薬の希釈倍数（ ） 消毒を常時実施： 実施している 実施していない 記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ））</p> <p>指導・助言したことを記入： （ ）</p>

※項目毎に詳細なチェックが必要となりました

※上に示したものはチェックシートの一部のみです。チェックシートの内容については、農林水産省のホームページ(<http://www.maff.go.jp/index.html>)で確認、あるいは家保職員にお問い合わせ下さい。

**飼養している家畜を伝染病から守るためにも、
飼養衛生管理基準の遵守を再徹底しましょう**